

2003年(平成15年)4月3日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 高井巖

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

2002年(平成14年)10月7日付けで諮問された「当方発藤沢市オンブズマン宛平成13年11月09日付け書面件名:「第68号案件調査結果通知書」内容確認 1に対する回答」の情報公開拒否決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が、「当方発藤沢市オンブズマン宛平成13年11月09日付け書面件名:「第68号案件調査結果通知書」内容確認 1に対する回答」の情報公開請求に対し、不存在を理由として2002年(平成14年)8月2日付けでした情報公開拒否決定は妥当である。

2 事実

- (1) 異議申立人は、2002年(平成14年)7月29日付けで、藤沢市長に対し、藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第10条の規定により、「当方発藤沢市オンブズマン宛平成13年11月09日付け書面件名:「第68号案件調査結果通知書」内容確認 1に対する回答」文書について閲覧の請求を行った。

- (2) 藤沢市長は、同年 8 月 2 日付けで、異議申立人に対し、文書が不存在であることから情報公開拒否の決定を行った。
- (3) 異議申立人は、同年 9 月 1 7 日付けで、藤沢市長に対し情報公開拒否決定とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- (4) 藤沢市長は、同年 1 0 月 7 日付けで、条例第 1 8 条の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書について 2 0 0 2 年(平成 1 4 年) 8 月 2 日付けの藤沢市長の情報公開拒否決定処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

平成 1 3 年 1 0 月 2 6 日付けオンブズマンの第 6 8 号調査結果通知書に関する調査内容について、オンブズマンが誰と話し、どのような経緯で判断したのかの補足追加説明を書面で求めたにも関わらず、回答がない。また、オンブズマンとは面談、電話等でもやりとりをしたが調査結果通知書に記載された内容以外は答えないし、その面談記録さえ書かない。

オンブズマンは、異議申立人に対し調査内容について説明する義務がある。

4 実施機関の主張要旨

本件は、異議申立人が平成 1 3 年 1 0 月 2 6 日付けオンブズマンの第 6 8 号調査結果に関する疑問点について、オンブズマンが異議申立人と直接口頭説明を行った際の面談議事録の公開を請求したものである。オンブズマンは、市民のオンブズマン制度に対する理解と信頼性の向上を図るため、調査結果に対する市民の疑問点には、面談の上、直接口頭で補足説明を行いその解消に努めている。しかし、面談は調査結果に対する異議申立人の疑問点についての説明の場として設けたもので、記録の必要はない。したがって、面談議事録は作成していないため不存在である。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求対象の情報

本件において異議申立人が求める対象情報は、「当方発藤沢市オンブズマン宛て平成13年11月19日付け書面 件名：『第68号案件調査結果通知書』内容確認 1に対する回答」に関する情報である。

(2) 実施機関の処分の当否

本件における争点は、平成13年11月28日に行われたオンブズマンとの面談のやりとりを記録した文書が存在するか否かにある。

実施機関の処分理由によれば、オンブズマンが異議申立人に口頭で説明を行い、文書は作成していないため、当該請求に係る情報を管理していないという。

また、異議申立人も、当日「議事録」作成を求めたが、議事録は作成しなとの回答があり、このことについては認めている。不存在を理由とする拒否処分の場合、その原因となる事情はさまざまであるが、文書不作成であり情報が存在しないというときには、実施機関による文書作成の義務の不履行の可能性が検討されなければならない。

藤沢市オンブズマン条例（以下、「オンブズマン条例」という。）第15条によれば、「オンブズマンは申立てに係る苦情の調査の結果について、苦情申立人に速やかに通知するものとする。」とされ、藤沢市オンブズマン条例施行規則第12条では「条例第15条の規定による苦情申立人への通知は、苦情調査結果通知書（第8号様式）により行うものとする。」と定めている。そこで、オンブズマンの職務（オンブズマン条例第2条参照）のひとつである苦情処理についても、苦情調査結果通知書の作成をもって完了する。

本件においては、異議申立人からの申出により、上記日時において、口頭での説明がなされたが、その際のやりとりについての記録を書面で作成する義務はオンブズマンに求められていない。

したがって、上記日時におけるオンブズマンの口頭での説明に関する文書はなく、異議申立人の請求に係る情報を実施機関において管理していないので不存在を理由とする拒否処分を実施機関が行ったのは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2002. 7.29	・ 情報公開請求書受付
8. 2	・ 情報公開拒否決定処分
9.17	・ 情報公開異議申立書受理
10. 7	・ 市長から審査会に諮問書の提出及び異議申立人に諮問をした旨の通知
10. 7	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
10.16	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
10.17	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
11. 1	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
11. 1	・ 審査会から市長に意見書の写しの送付及び関係書類の提出要請
11. 6	・ 審議
12.20	・ 審議
2003. 1.28	・ 異議申立人からの意見聴取
2.27	・ 審議
3.26	・ 審議
4. 3	・ 答申

第9期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2002.2.1～2004.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
小澤 弘子	・ 弁護士
小林 ひろみ	・ 文教大学国際学部教授
高井 巖	・ (元)㈱厚木テレコムパーク常勤監査役
田島 泰彦	・ 上智大学文学部教授
安富 潔	・ 慶應義塾大学法学部教授

(50音順)